

62-DPC-07

保存本

データベース準備金制度の手引き

昭和63年2月

財団法人 データベース振興センター 編

〔通商産業省機械情報産業局
情報処理システム開発課〕 監修

データベース準備金制度の手引き

目 次

1. 我が国データベースの現状.....	1
2. データベース準備金制度の概要.....	2
3. データベース準備金制度の法令根拠.....	2
4. データベース準備金制度の利用について.....	3

別冊資料

データベース準備金制度の関連法令

- 租税特別措置法
- 租税特別措置法施行令
- 租税特別措置法施行規則
- 租税特別措置法施行規則で定める通商産業大臣の認定に関する告示
- データベース台帳に関する告示

1. 我が国データベースの現状

データベースは、ハードウェア、ソフトウェア、ヒューマンウェアとともに、高度情報化社会を支える重要な柱の一つとなっている。

しかしながら、我が国データベースの現状は、売上高では、米国の約5分の1、欧州の約3分の1にすぎず、さらに現在我が国において提供されているデータベースの約8割が海外製であり、我が国データベース産業の整備は欧米に比して大きく遅れていると言える。

データベース構築には、初期投資が大きく、投資の回収に長期間を要するという性格に加え、データベースには規模の利益が働くことから海外製データベースの力が強く国内製データベースが育ちにくいという問題、さらには、データ収集、シソーラス等様々な問題を抱えており、データベース構築の大きな妨げとなっている。

こうした中、諸外国から日本に対してデータの公開が強く求められているが、データベースの構築が進んでおらず、諸外国にとっては非常にデータを収集しづらい現状となっており、ある分野では、日本に対してデータの非公開を実施しているものもあり、早急なデータベースの整備が強く求められている。

このため、データベースの構築を促進するために、データベース準備金制度の創設となった。

我が国で利用可能なデータベースの海外企業製・日本企業製

	57年度	58年度	59年度	60年度	61年度
海外企業製 データベース	334 (73.2%)	522 (76.9%)	725 (78.5%)	1008 (78.2%)	1187 (80.0%)
日本企業製 データベース	122 (26.8%)	157 (23.1%)	199 (21.5%)	281 (21.8%)	296 (20.0%)
合 計	456 (100.0%)	679 (100.0%)	924 (100.0%)	1289 (100.0%)	1489 (100.0%)

(データベース台帳総覧による)

2. データベース準備金制度の概要

データベース準備金制度は、租税特別措置法第20条の2及び第56条の5の改正（昭和62年3月31日官報号外特30号に掲載）に伴うもので、これまでの「プログラム準備金」から「プログラム等準備金」に改正され、この中に「データベース準備金」が付け加えられた。（改正の詳細は別冊資料参照の事）

データベース準備金は、データベースを構築する法人が、一般の用に供するデータベースの開発費用に当てるため、自ら作製したデータベースの売上収入の10%を準備金として積み立て、4年間据置き、その後4年間にわたり取り崩すことを認めたものである。

3. データベース準備金の法令根拠

●法律

租税特別措置法（昭和32年法律第26号）

（改正昭和62年法律第14号）

第20条の2（個人）

第56条の2（法人）

●政令

租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）

（改正昭和62年政令第106号）

第12条の2（個人）

第32条の14（法人）

●省令

租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）

（改正昭和62年大蔵省令第18号）

第7条の2第2項（個人）

第21条の10第2項（法人）

●告示

租税特別措置法施行規則第7条の2第2項に規定する通商産業大臣の認定に関する手続きに関する告示（昭和62年9月2日通商産業省告示第367号）（個人）

租税特別措置法施行規則第21条の10第2項に規定する通商産業大臣の認定に関する手続きに関する告示（昭和62年9月2日通商産業省告示第368号）（法人）

4. データベース準備金制度の利用について

データベース準備金制度は、法人及び個人の両者に適用されるが、利用手続きはほぼ同様であるので、以下、法人の場合を例として説明する。

租税特別措置法第56条の5第1項の適用を受けようとする法人は、租税特別措置法施行規則第21条の10第2項に規定する通商産業大臣の認定に関する手続きに関する告示（昭和62年9月2日通商産業省告示第368号（以下通商産業省認定手続きに関する告示（法人）という）の定めるところにより、次の書類を通商産業省機械情報産業局情報処理システム開発課に提出しなければならない。（図－1の①）

○通商産業省への提出

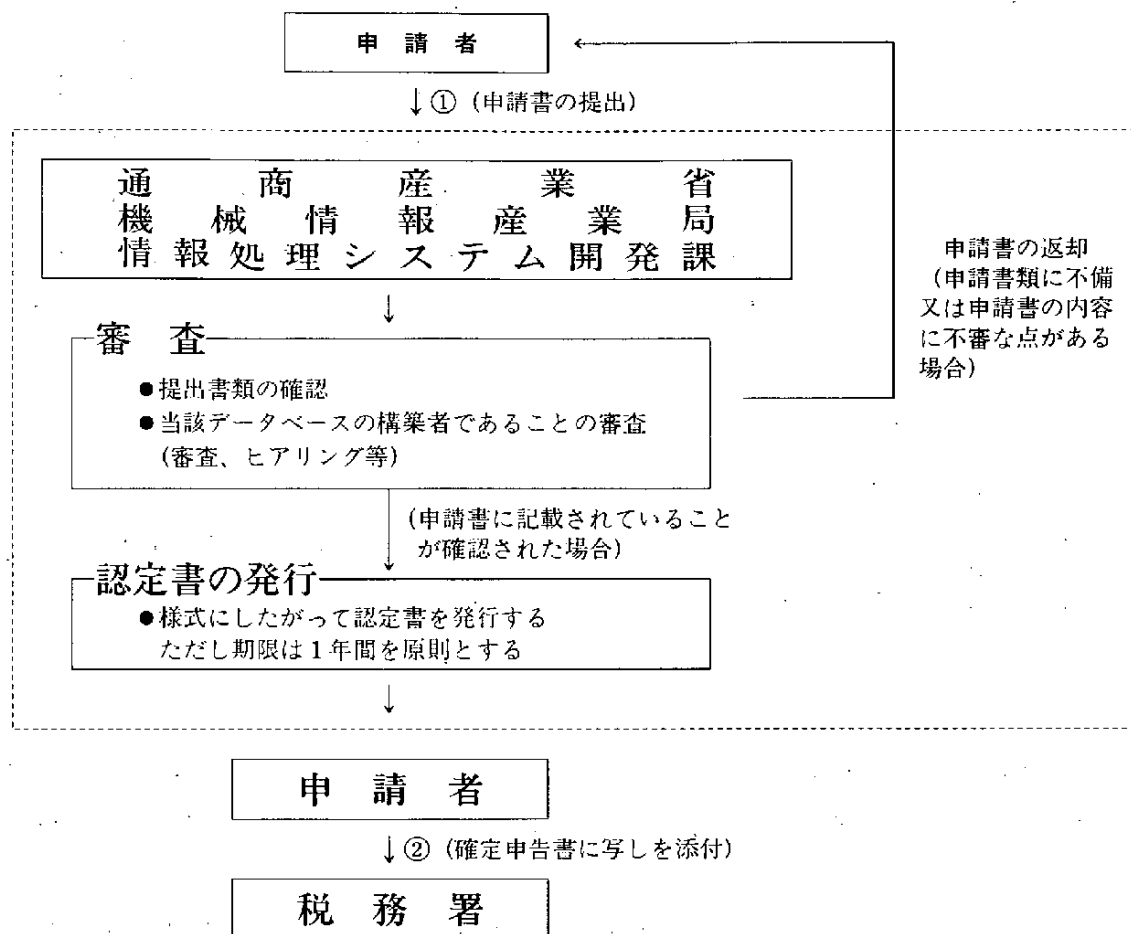
- 認定申請書 3通※
- 申請諸の登記の謄本及び定款 2通（個人の場合は、申請者の戸籍の謄本）
- 申請に係るデータベースの内容を記載した書面 2通※

※認定申請書及び付属説明資料の様式は資料1及び2のとおりである。

通商産業省機械情報産業局情報処理システム開発課において認定に関する審査として、当該データベースが申請者が構築したことを確認するための審査及びヒアリングをとりおこない、認定申請書に虚偽が無い場合は、認定書の発行をもってこれを証明する。

認定書を受領した申請者は当該事業年度終了後青色申告書に当該認定書の写しを添付して法人税法で定められた申告を行うものとする。（図－1の②）

図-1 データベース準備金利用の手続き



注意●認定の審査に関して約1月の期間を要するため予め承知下さい。

- 審査に関して必要に応じて調査を行いますので御協力をお願いします。
- 認定書の有効期間は1年間です。
- データベース準備金の利用を中止する場合はすみやかに認定申請書を返却すること。

※問い合わせ先；通商産業省機械情報産業局情報処理システム開発課

〒100 東京都千代田区霞が関1-3-1

電話 03-501-1511 内線3431～3434

(直通) 03-580-3922

FAX 03-581-5835

様式（第一条関係）

租税特別措置法第56条の5第1項の表の第2号に規定する政令で定めるデータベース（証明データベース）であることの認定申請書

通商産業大臣

殿

申請年月日	
*認定年月日	
*認定番号	

申請者名

住所

データベース名 (略称)	
-----------------	--

上記のデータベースが、租税特別措置法第56条の5第1項の表の第2号に規定する政令で定めるデータベースであることにつき、租税特別措置法施行規則第21条の10第2項の規定による通商産業大臣の認定を受けたいので、申請します。

上記の申請は、租税特別措置法施行規則第21条の10第2項により認定します。なお、本認定書の有効期限は昭和 年 月 日とします。

*付記

通商産業大臣

(記名捺印)

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。
- 2 *印のある欄は、記入しないこと。

資料 2

付属説明資料

①データベースの概要について

申請者が申告を行うデータベースについて、通商産業省が作成しているデータベース台帳総覧の様式にしたがってそのデータベースの概要について資料の提出をすること。

また、さらに詳しいパンフレット等の資料がある場合はこれを提出すること。

データベース台帳総覧様式

(別紙)
データベースサービス企業概要

企 業 名			
連 絡 先	所在地	〒	
	担当部課	電話	
企 業 種 別	①プロデューサ ②ディストリビュータ ③代行検索企業 ④代理店 ⑤その他 ()		
コ メ ン ト			

データベースの概要

デ ー タ ベ ー ス 名			
プ ロ デ ュ ー サ 名			
国 名			
デ ー タ ベ ー ス の 特 徴 ・ 特 色			
分 野	①一般 ②自然科学・技術 ③社会科学・人文科学 ④ビジネス ⑤その他 () 小分類 ()		
キ ー ワ ー ド			
デ ー タ の タ イ プ	①文書(全文) ②文書(抄録) ③文書(要旨) ④数値 ⑤図表 ⑥映像 ⑦プログラム ⑧その他 ()		
同 内 容 の 冊 子 体 名			
調 査 名			
デ ー タ の 記 述 言 語	①日本語 ②英語 ③仏語 ④独語 ⑤その他 ()		
収 録 期 間 (西 暦)	開始	年 ~	終了 年
収 録 件 数 / 時 系 列 数			
更 新 周 期			
更 新 件 数			
収 録 情 報 の 地 域			

サービスシステムの概要

サービシステム名			
ディストリビュータ名			
国 名			
サービ 種 別	①プロデューサ ②ディストリビュータ ③代行検索企業 ④代理店 ⑤その他 ()		
サ ー ビ ス 形 態	データ提供形態	①オンライン ②バッチ (③の場合 → 1).MT 2).FD 3).CD 4).ハードコピー)	
	端 末	①汎用 ②専用 ③その他 ()	
	サービ 料 金		
	サービ 時 間 帯		
	使 用 条 件		
コ メ ン ト			

②データベース準備金の利用見込み額について

以下の様式にしたがってデータベース準備金の利用申込み額について、提出すること。

データベース準備金利用見込み額について									
申請者名									
記入者名及び連絡先									
申請データベース名									
(1)利用しようとする事業期間 昭和 年 月 日～昭和 年 月 日									
(2)租税特別措置法の規定による収入見込み額								千円	
(3)積み立て限度額 ((2)の10%)								千円	
(4)積み立て見込み額								千円	
(5)他にデータベース準備金を利用しようとするデータベース名 (すべて記入のこと)									

注意 ● 対象事業期間については、昭和62年4月1日～昭和64年3月31日までの間に開始される事業期間として下さい。

- 収入金額については、租税特別措置法をよく読んだ上、該当する金額を記入して下さい。
- データベース準備金の積み立て限度額は、租税特別措置法で定められた収入金額の10%です。
- 用紙の大きさは、日本工業規格のB5版を使用して下さい。

1. The first part of the document is a letter from the President of the United States to the Congress, dated January 3, 1862. It is a very important document, as it contains the President's annual message to Congress.

2. The second part of the document is a report from the Secretary of the Interior, dated January 10, 1862. It contains information about the land and mineral resources of the United States.

3. The third part of the document is a report from the Secretary of the Treasury, dated January 15, 1862. It contains information about the financial condition of the United States.

4. The fourth part of the document is a report from the Secretary of the War, dated January 20, 1862. It contains information about the military forces of the United States.

5. The fifth part of the document is a report from the Secretary of the Navy, dated January 25, 1862. It contains information about the naval forces of the United States.

6. The sixth part of the document is a report from the Secretary of the Department of the Interior, dated February 1, 1862. It contains information about the land and mineral resources of the United States.

7. The seventh part of the document is a report from the Secretary of the Department of the Treasury, dated February 5, 1862. It contains information about the financial condition of the United States.

8. The eighth part of the document is a report from the Secretary of the Department of the War, dated February 10, 1862. It contains information about the military forces of the United States.

9. The ninth part of the document is a report from the Secretary of the Department of the Navy, dated February 15, 1862. It contains information about the naval forces of the United States.

